令和７（2025）年度スタートアップ企業支援業務仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する令和７（2025）年度スタートアップ企業支援業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

１　件名

令和７（2025）年度スタートアップ企業支援業務

２　委託期間

契約締結の日から令和８（2026）年３月 31 日（火）まで

３　契約金額の上限

21,297,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

４　事業の目的

革新的な技術やアイデアによってイノベーションを生み出し、これまでになかった製品やサービスを提供するとともに、社会課題の解決が期待できる企業（以下「スタートアップ企業等」という。）は、付加価値を創出し、新たな成長の流れを生み出す地域経済の牽引役となるとともに、若者や女性の雇用の受け皿となることが期待される。

国はスタートアップ育成５か年計画を策定したが、本県においてもスタートアップ企業の創出に取り組んでいるところであり、本事業では、スタートアップ企業の創業希望者に対しては、メンタリング等を実施し、創業を促進するとともに、起業した事業者に対しては、伴走支援等を実施し、事業の拡大を図る。

５　業務内容

本仕様書に定めるもののほか、「令和７（2025）年度スタートアップ企業支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」に基づき、次の業務を実施すること。

（１）課題解決型人材育成事業

県内でスタートアップ企業等の創業を目指す個人、または県内スタートアップ企業等を運営する創業後間もない個人又は法人の代表者を対象とした創業支援プログラムを実施するため、以下、ア～カの業務を行うこととする。

ア　プログラムの策定

事業の目的を達成する効果的な創業支援プログラムを策定すること。

イ　説明会等の開催

スタートアップ企業等の創業を目指す者等に対するプログラムの説明会を開催すること。

ウ　プログラム参加者の募集

支援対象企業の募集にあっては、募集要項や申請書等を、県と調整の上必要に応

じて作成すること。なお、県内支援機関等への募集に係る働きかけを県と協力して行うこと。

エ　プログラム参加者の選定

（ア）プログラム参加希望者に対し、必要に応じ申請内容等のヒアリングを実施すること。

（イ）プログラム参加希望者の中から、プログラム参加者を最大 30 名程度選定すること。なお、プログラム参加者の選考方法及び選考基準については、県と協議の上決定すること。

オ　プログラムの実施業務

本プログラムは、次の（ア）の＜基礎編＞と、（イ）の＜実践編＞の、２部構成での実施を想定している。

（ア）創業支援プログラム＜基礎編＞

スタートアップ企業等の創業に必要となるビジョン構築・マインドセット、ビジネスアイデアの構築、ビジネスプランの策定等に係る講義やワークショップ等を、最大 30 名程度のプログラム参加者に対し実施すること。また、＜実践編＞への選抜のためのピッチを開催し、５名程度を選抜すること。なお、各講義等の実施回数については、以下を想定している。

① ビジョン構築・マインドセット、ビジネスアイデアの構築、ビジネスモデルの検討・・・想定実施回数：半日程度を２回

② ピッチ・・・想定実施回数：半日程度を１回

（イ）創業支援プログラム＜実践編＞

ピッチにおいて選抜された各プログラム参加者に対し、スタートアップ企業等が新たなビジネスの創出に向けた定期的なメンタリング（定例メンタリング）等を実施すること。なお、実施回数については、以下を想定している。

① 定例メンタリング・・・想定実施回数：原則、月２回程度（各１時間程度）を計８回程度（期間にして４ヶ月程度）

カ　成果発表会の開催

プログラムの成果発表会を開催すること。実施にあたっては（２）エの成果発表会との合同開催を想定している。開催時期や会場等については県と協議の上決定すること。なお、遠方からも参加できるよう、会場とオンラインとの双方で参加・視聴可能な形式で開催すること。

（２）スタートアップ企業成長加速支援事業

県内スタートアップ企業の事業成長・加速を目指し、概ね創業 10 年以内の県内スタートアップ企業を対象とした個別伴走支援プログラムを実施するため、以下、ア～エの業務を行うこととする。

ア　支援対象企業の募集

支援対象企業の募集にあっては、募集要項や申請書を、県と調整の上必要に応じて作成すること。なお、県内支援機関等への募集に係る働きかけを県と協力して行うこと。

イ　支援対象企業の選定

（ア）応募のあった企業に対し、申請内容等のヒアリングを実施すること。

（イ）応募のあった企業の中から、支援対象企業を最大６社程度選定すること。なお、支援対象企業の選考方法及び選考基準については、県と協議の上決定すること。

ウ　個別伴走支援プログラム

各支援対象企業に対し、原則、月２回～３回程度（各１時間程度）、以下、①～⑥に記載するいずれかの支援を実施すること。

① 事業の再構築（仮説検証等）に係る支援
② 事業の拡大（販路開拓・人材獲得等）に係る支援
③ 投資家等からの資金調達支援
④ 企業との提携等マッチング支援
⑤ ピッチイベント登壇支援
⑥ その他、支援対象企業が必要とする支援

※上記の支援内容については、支援対象企業の状況等を考慮し、一部の支援を集中的に行うなど、県と協議の上柔軟に対応すること。

エ　成果発表会の開催

プログラムの成果発表会を開催すること。実施にあたっては（１）カの成果発表会との合同開催を想定している。開催時期や会場等については県と協議の上決定すること。なお、遠方からも参加できるよう、会場とオンラインとの双方で参加・視聴可能な形式で開催すること。

（３）潜在スタートアップ企業（注）支援事業

本事業では、県内支援機関等からの推薦や公募により県内に所在する潜在スタートアップ企業を掘り起こし、複数回のメンタリング実施により、スタートアップビジネスへの挑戦を促すことを目的として、以下、ア～ウの業務を行うこととする。

ア　支援対象企業の募集

支援対象企業の募集にあっては、募集要項や申請書等を、県と調整の上必要に応じて作成すること。なお、支援対象企業を掘り起こすため、県内支援機関等への働きかけを県と協力して行うこと。

イ　支援対象企業の選定

応募のあった企業に対し、支援対象企業を 10 者程度選定すること。なお、選定にあたり、支援対象企業の選考方法及び選考基準については、県と協議の上決定すること。

ウ　支援対象企業に対するメンタリング支援

支援対象企業に対するメンタリング支援を、計 40 回（10 者に対し、各４回程度）程度実施することとし、各支援企業の事業概要や支援ニーズの把握、仮にスタートアップビジネスを実施し想定通りに事業が成功した際の成長ストーリーの作成・提案、成長ストーリーに基づく収益化の方法、成長ストーリーの検証に係る実践支援等の支援を行うこと。

※注釈※

潜在スタートアップ企業とは、スタートアップ企業等となりうる可能性があるものの、様々な理由により、スタートアップ企業等として、事業展開が行えていない県内の企業や個人事業主をいう。

（４） 情報発信・広報

県と周知時期及び周知方法等を協議の上、上記（１）～（３）事業実施にあたっての参加者募集に係る情報発信・広報を実施すること。なお、広報手段の一つとして、受託者が本事業専用ウェブサイトを構築する場合には、別添「公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項」を遵守するとともに、各種ログの保存期間について、サイトの構築と併せて提案書に記載すること。

（５）交流会

支援対象者を対象とした交流会を１回以上開催し、本事業だけでなくスタートアップ関連の他事業の採択者や支援機関等との交流の場を設けること。開催時期や会場等については県と協議の上決定すること。

（６）その他

事業の実施状況に関し、毎月、県に報告すること。また、スタートアップに係る各種情報について、県から求められた際は、可能な範囲内で情報提供すること。

６　業務スケジュール（予定）

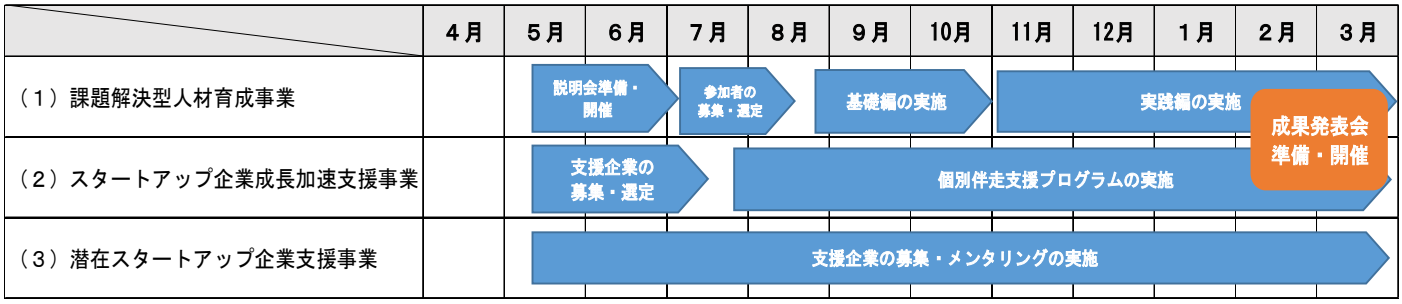

７　留意事項

（１）県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

（２）委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存すること。

（３）事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

８　成果品

（１）提出物及び提出期限

提出物	提出期限
実績報告書（電子データ）一式	令和８（2026）年３月 31 日（火）

（２）提出先

栃木県産業労働観光部経営支援課

9　責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

10　委託料の支払

委託料の支払いは、原則として事業完了検査後の精算払いとする。

11　提出書類

委託契約書に定めるもののほか、契約後速やかに次の書類を提出しなければならない。

・責任者通知書

・その他、県が業務確認に必要と認める書類

12　その他

本事業の実施にあたっては、適宜、地元企業・支援者等との積極的な連携及び情報交換を行い、事業効果を最大限高めるよう努めること。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上で定めるものとする。